

一般社団法人 長崎県林業コンサルタント 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県林業コンサルタントと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

2 この法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この法人は、森林の整備及び林業の適正かつ効率的な運営を図り、県土の保全と林業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林及び林業に関する技術的援助
- (2) 森林及び林業に関する教育及び情報の提供
- (3) 森林及び林業に関する調査及び研究
- (4) 森林及び林業に関する技術向上を図る研修会・講習会等の開催
- (5) 県土の保全に関する事業及びこれに付帯する事業の受託
- (6) 林業の振興に関する事業及びこれに付帯する事業の受託
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業において、公益事業は長崎県においてのみ行うものとし、収益事業はこの限りでない。

(公 告)

第5条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、この法人所定の様式による申し込みをし、会長の承認を得るものとする。

3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(出資預り金)

第7条 会員は総会において別に定める出資預り金を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反する除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 役 員 等

(役員の設定)

第11条 この法人に次の役員を置く。

理 事 3名以上5名以内
監 事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長とする。また1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任 等)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員に対しては、総会の決議を経て報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第18条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱については、第38条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第19条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項で定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第4章 総会

(総会)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があったとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

4 第2項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 下記の規程等の制定、変更及び廃止に関する事項の承認
 - ・ 役員報酬等に関する規程
 - ・ 役員退職慰労金に関する規程
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、第20条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(定 足 数)

第24条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第25条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(議 決 権)

第26条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をもって表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前3条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名、押印する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 会長及び専務理事の選定・解職
- (5) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 定款第19条の定めに基づく責任の免除

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が欠席した場合及び理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定 足 数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、監事がその提案に異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、代表理事及び監事が、記名、押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、一般法人法又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(退会者に対する出資預り金の払戻し)

第42条 会員が退会したときは、当該退会者が預けた出資預り金の払戻しを請求できる。ただし、除名により退会する会員については、この限りでない。

2 前項の請求があったときは、当該退会者の出資預り金を限度として払戻すものとする。

3 退会した会員が当法人に対して支払うべき債務を有するときは、前2項の規定により払戻すべき額と相殺できる。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、吉留 繁とし、最初の専務理事は陣野 政輝とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年6月12日から施行する。